

## 川島町古民家利活用管理・運営委員会設置要綱細則（案）

## （目的）

第1条 本細則は、川島町古民家利活用管理・運営委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第7条に基づき、要綱第1条の目的を達成するために川島町古民家利活用管理・運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

## （部会）

第2条 委員会において、以下の事項について審議する場合、それぞれの部会を置くことができる。

- (1) 古民家の管理・運営に関するもの
- (2) 古民家改修に関するもの
- (3) その他委員会が必要と認めたもの

2 部会は、要綱第3条に定める委員を部員とすることができる。

3 部会は、必要に応じて、関係者を招集し、意見を聴くことができる。

4 部会は、必要に応じて、委員会の助言者を招集することができる。

## （部会長）

第3条 部会に部会長及び副部会長をそれぞれ1人置き、部会長は委員長が、副部会長は副委員長が兼ねることとする。

2 部会長は、部会を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## （会議）

第4条 部会は部会長が招集し、その議長となる。

2 部会は、部員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 部会の議事は、出席部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会の議事が決したときは、要綱第5条に定める委員会で、報告することとする。報告は、事後報告とすることができる。

## （庶務）

第5条 部会の庶務は、政策推進課において処理する。

(その他)

第6条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この細則は、委員長の定める日から施行する。